

令和6年 10月24日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

姫路市長 清元 秀泰

市町村名 (市町村コード)	姫路市 (282014)	
地域名 (地域内農業集落名)	津熊 (津熊)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月30日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

津熊自治会においては、現在150世帯のうち農地所有者は約90世帯である。そのうち、農業者(水稲耕作者)はわずか10世帯となっている。また、個人農家ばかりで集落営農組合がない状況にある。農業者の高齢化が進むとともにほとんど後継者がいないという現状であり、今後の農地の維持管理が課題となっている。
農業従事世帯:10世帯、主な作物:水稲

(2) 地域における農業の将来の在り方

現在、離農者が増え続け遊休農地が数多くある。このような現状を鑑み、今後、個人農家には耕作の継続をお願いするとともに、農業後継者の育成、新たな栽培作物の開拓を行っていく。さらには、農区組織が中心となって省力化のための農業機械の導入、及び基盤整備事業を見据え遊休農地化を防いでいく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	16.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	15.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農業振興地域内の農用地区域、及び現在耕作している農地とその周辺農地を農業上の利用が行われる農用地等の区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農業の担い手・後継者への農用地の集約化を念頭に、農地集積を進めていきたい。
(2)農地中間管理機構の活用方針
担い手の経営意向を踏まえたうえで、農地所有者の同意が得られれば農地中間管理機構を通じた貸し付けを行っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
農地の区画が小規模なうえ、農地間が曲線であるため、労働生産性の向上が見込めない。今後、省力化のための農業機械の導入、農地大区画化などを見据え、様々な事業への対応について検討していきたい。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新たな担い手の確保と栽培作物(小麦・大豆等)の開拓、および農区組織においては後継者の育成に努めていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
今後、JA等からアドバイスをいただきながら、積極的に農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用を考えていきたい。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

✓	①鳥獣被害防止対策		②有機・減農薬・減肥料		③スマート農業	✓	④畑地化・輸出等		⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等	✓	⑦保全・管理等		⑧農業用施設		⑨耕畜連携等		⑩その他
【選択した上記の取組方針】									
①鳥獣害対策においては、補助事業を活用し、防護柵の設置等を進めていく。									
④水稻だけでなく、小麦・大豆の栽培にも取り組んでいく。									
⑦担い手が耕作できない農地(住宅地周辺の小さな農地)の管理については、多面的機能支払交付金による管理を行いたい。									